

「2024年問題」対応予算

人材確保・育成へ予算を重点配分

東京都トラック協会 浅井隆 会長は3月13日、東ト総会館で、第111回(令和5年度第2回)東京都交付金事業審議委員会(只腰憲久委員長/Web併用)を開催し、5年度事業計画の変更や6年度交付金事業実施計画案について審議・承認した。6年度実施計画では、直面する「2024年問題」への対応予算と銘打って予算を重点的に配分し、トラックドライバーや運行管理者の確保・育成に資する施策を充実強化するなど、会員事業者の取り組みをサポートする方針だ。

6年度実施計画を承認

冒頭、あいさつに立つ浅井会長は、4月から適用などに伴い、会員事業者は「2024年問題」対応で厳しい経営環境に直面していると指摘。このため、限られた協会事務と述べた。

議事ではまず、5年度実施計画の変更案を審議し、

東ト協 交付金事業審議委員会 5年度 第2回



この後、6年度事業実施計画案を諮り、全体の収支予算額を約9億7471万円(前年度比2.2%減)として編成することを承認した。東京都交付金が9億2436万

円(同0.4%増)と増額見込みだが、全日本トラック協会の地方適正化事業助成費が約4320万円(同39.7%減)と大幅な減額となる中で、「2024年問題」への対応予算と銘打って、3項目にポイントを絞って予算を重点的に配分した。3項目とは、①会員サービスの向上、②支部事業の強化、③対外情報発信の継続で、合計約2億123万円(人件費などを除く事業費予算全体の44.6%)の予算を計上した。会員事業者が標準的な運賃の届出促進、荷主との交渉促進、ドライバーの賃金向上といった労働環境の改善が図れるよう、これら3項目の取り組みを通じて会員事業者を側面的に支援していく方針。

1つ目の会員サービスの向上については、以前よりドライバー等が不足している状況の中で、人材確保・育成の観点から、トラックドライバーと運行管理者に関する支援策の充実強化を図るため、合計約1億166万円の予算を計上した。2つ目の支部事業の強化については、会員サービスの向上については、格差を是正し、サービスの均一化を図るため、支部のパイロットブロック

また、3項目の詳細については、3月29日開催予定の理事会で予算が承認された後、「トラック時報」に掲載する予定。 国土交通省は3月22日、新たな「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」を大臣告示し、施行した(これに伴い、従来の告示は廃止)。 国土省は令和2年4月に、トラックドライバーの労働条件改善を目的として、「標準的な運賃」を告示したが、その後の人件費や燃料費など運送原価の上昇を踏まえて改正

6年度事業計画案など審議

支部ブロック制移行を支援



度事業計画書・収支予算書(案)などを審議・承認した。事業計画・予算は3月29日開催の理事会に諮り、正式決定する。 6年度事業計画は「2024年問題」対応策を中心として編成し、直面する課題克服に向けた施策を積極的に推進する。特に「2024年問題」に関しては、人材育成を中心とした会員サービスの向上やブロック制導入を、女性人数制限をな

くし、男性は5人に拡大する。脳MRI健診受診費用助成も受診機関や対象人数の制限をなくす。さらに、各支部による「2024年問題」や「標準的な運賃」に関する講習会経費を一部補助する。 収支予算に関しては、経常収支(収入20億1787.5万円、支出20億2775万円)が引き続き赤字となるが、前年度の半分以下に改善する見通し。

また、駐車規制の見直し要望を提出した。 東ト協は3月12日、警視庁交通課長と原島副会長(右から2人目)と佐藤小委員長(右端)、小林委員(左端)

可能な駐車施設を拡充するよう要望した。 また、駐車規制の見直し実施場所からドライバーの残業時間の総量規制が開始されることにより、駐車指導・取り締まりを強化することなどを求めた。

さらに、時間外労働の上限規制適用への対応や、駐車場所探しによるドライバーの高スレスレからくる事故の懸念などを踏まえ、一部の諸外国と同様、貨物車の路上駐車を解禁することや、貨物配達中は取り締まり対象の駐車時間緩和、貨物車を除外した駐車禁止規制、貨物車を対

警視庁交通部に対し要望

駐車規制見直し推進を

東ト協は3月12日、警視庁の大窪雅彦交通部長と原島副会長(右から2人目)と佐藤小委員長(右端)、小林委員(左端)と池田課長に要望書を手渡した。要望書には、貨物集配中に係る駐車規制の見直しに関する要望についてを

具体的には、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを進め、可能な限り早期に駐車箇所・駐車枠数を拡充するよう求めた。特に都心部の駅前周辺や商業・繁華街地域に集配トラックが収容

東ト協総務委員会(水野功委員長)は3月19日、東ト総会館で、令和5年度第2回委員会(Web併用)を開催し、6年度事業計画案について審議・承認した。6年度事業計画は「2024年問題」対応策を中心として編成し、直面する課題克服に向けた施策を積極的に推進する。特に「2024年問題」に関しては、人材育成を中心とした会員サービスの向上やブロック制導入を、女性人数制限をな

東ト協総務委員会 5年度 第2回

制導入を、女性人数制限をな

制の導入について説明。5年度から第1期パイロットブロックとして、3つの支部グループが活動を行ったが、要件をクリ

また、駐車規制の見直し実施場所からドライバーの残業時間の総量規制が開始されることにより、駐車指導・取り締まりを強化することなどを求めた。



# 保証料率上乗せを条件に 経営者保証不要の新制度

経済産業省は、金融庁・財務省と連携して策定した「経営者保証改革プログラム」に基づき、保証料率の上乗せにより経営者保証を不要とする、「事業者選択型経営者保証非提供制度」(横断的制度)を創設し、3月15日から保証申し込みの受付を開始した。

経営者保証改革プログラムでは、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)を満たしていれば、経営者保証を解除する現在の取り組みを徹底するとともに、ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証



の機能を代替する手法を用いることにより、経営者保証の解除を選択できる制度の創設が明記された。これに伴い、3つの新たな制度が創設された。具体的には、信用保証付き融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる横断的制度として、事業者選択型経営者保証非提供制度を創設した。保証料率は、直近の決算において債務超過でないこと、または直近2

## 3年間の時限措置で 国が料率一部補助も

経済産業省は、「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の公募を行うとしている。公募期間は4月30日午後5時まで。また、この制度の活用を加速させるため、当初3年間(令和9年3月31日までの)時限的な措置として、上乗せされる保証料率の一部を国が補助する「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」(国補助制度)を創設した。

保証限度額は8000万円、セーフティネット保証(4号・5号)の要件を満たす場合、信用保証協会所定の保証料率に0.25%上乗せ。また、いずれか一方の要件を満たす場合などは同じく0.45%上乗せとなる。対象となる保証は無担保保証(限度額8000万円)に係る保証など。また、この制度の活用を加速させるため、当初3年間(令和9年3月31日までの)時限的な措置として、上乗せされる保証料率の一部を国が補助する「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」(国補助制度)を創設した。

率10.15%。▽7年4月1日～8年3月31日の申し込み分の補助率10.10%。▽8年4月1日～9年3月31日申し込み分の補助率10.05%。さらに、民間金融機関における取り組みの浸透を促すため、時限的制度(9年3月31日まで)として、例外的に既往のローパー融資(経営者保証あり)から、信用保証付き融資(経営者保証なし)への借り換えを認める保証制度を創設した。

保証限度額は2億8000万円(組合など4億8000万円)。申し込み金融機関における保証限度額は、ローパー融資のうち、経営者保証を提示していない残高の範囲内。保証料率は0.45%～1.90%となる。

厚生労働省は4月1日から、「労働基準法施行規則」及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則」などの一部改正省令、および「職業安定法施行規則」の一部改正省令を施行する。これに伴い、労働条件明示のルールが改正され、労働契約の締結・更新時に明示すべき事項が追加される。新たに追加される事項は、全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時には、就業場所・業務の変更の範囲を明示する必要がある。

また、有期労働契約の締結時と更新時には更新上限(通算契約期間または更新回数)の更新範囲や就業場所の変更の範囲、有期労働契約の更新の基準に関する事項(通算契約期間または更新回数)の更新範囲を明示する必要がある。求人企業が労働者を募集する場合などにおいて、労働条件に加え、新たに従事すべき業務の変更の範囲や就業場所の変更の範囲、有期労働契約の更新の基準に関する事項(通算契約期間または更新回数)の更新範囲を明示する必要がある。

また、有期労働契約の締結時と更新時には更新上限(通算契約期間または更新回数)の更新範囲や就業場所の変更の範囲、有期労働契約の更新の基準に関する事項(通算契約期間または更新回数)の更新範囲を明示する必要がある。求人企業が労働者を募集する場合などにおいて、労働条件に加え、新たに従事すべき業務の変更の範囲や就業場所の変更の範囲、有期労働契約の更新の基準に関する事項(通算契約期間または更新回数)の更新範囲を明示する必要がある。

# 協議経ない価格据置き 転嫁後押しへ10社公表

公正取引委員会は3月15日、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査結果」を踏まえ、相当数の取引先について、「協議を経ない取引価格の据置き等」が確認された事業者として、トラック運送事業者を含む10社の事業者名を公表した。

具体的には、イオンデパート(本社：大阪市、以下同様)、SBSフレック(東京都)、京セラ(京都市)、西濃運輸(岐阜県大垣市)、ソーシン

「買ったとき」など 違反行為の情報提供を 公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

## コスト上昇分転嫁 円滑化で特別調査

公正取引委員会は3月15日、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査結果」を踏まえ、相当数の取引先について、「協議を経ない取引価格の据置き等」が確認された事業者として、トラック運送事業者を含む10社の事業者名を公表した。

具体的には、イオンデパート(本社：大阪市、以下同様)、SBSフレック(東京都)、京セラ(京都市)、西濃運輸(岐阜県大垣市)、ソーシン

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

## 物流効率化へ実証事業 公募期間4月3日まで

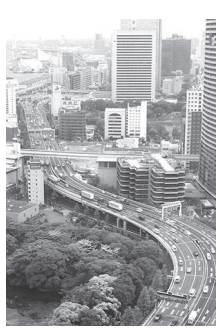
経済産業省は、令和5年度補正予算による「物流効率化に向けた先進的な実証事業」の公募期間を4月3日午後5時まで。公募期間は、貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して貨物の運送を委託する者、貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者が受け渡

しを行う者、および受け渡しを行わせる者(利用運送を行う貨物自動車運送事業者)を指す。なお、貨物自動車運送事業者・倉庫業者を専業で行う事業者は対象外。対象経費は、機械装置・システム費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費など。補助内容は「中小企業効率化補助金」を参照。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。



物流効率化に向けた先進的な実証事業の公募期間を4月3日午後5時まで。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

## 下請代金減額防止を 中企庁が関係団体に要請

中小企業庁は3月8日、関係事業者団体に対し、「不当な下請代金の減額の防止について」の要請を发出了し、公正取引委員会が日産自動車に対し、下請代金支払遅延等防止法に規定

する「下請代金の減額の禁止」に違反する行為が認められたとして、下請法の遵守体制整備などを求める勧告を行ったことを踏まえ、発出したもの。中企庁では、サプライチェーン全体において、価格転嫁をはじめとする取引の適正化を進めている中で、こうした事実が生じたことは極めて遺憾とし、引き続き、公正取引委員会と連携して厳正に対処していくと注意喚起。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。

また、公正取引委員会と中小企業庁は、「買ったとき」などの違反行為を行って、価格転嫁の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議する必要があることをさらに周知する。また、この情報提供を受ける企業は、違反行為を報告し、個別事件調査を求め、提供を呼びかけている。





# 東京都「2024年問題」対策

## 機械設備導入を支援

東京都と都中小企業振興公社は、4月から時間外労働の上限規制が適用されることに伴う、「2024年問題」対策に取り組む中小企業などを対象として、生産性向上を促進する事業「2024年問題」対策に取り組む中小企業などを対象として、生産性向上を促進する事業「2024年問題」対策に取り組む中小企業などを対象として、生産性向上を促進する事業

具体的には、次の通り。  
 △対象者Ⅱ基準日(4月1日)現在で、都内に登記簿上の本・支店があり、都内で2年以上事業を継続の中小企業者などに本店があること  
 △申請予約Ⅱ3月21日～5月21日午後5時まで  
 △申請受付Ⅱ5月8日～24日午後5時まで  
 ※国の電子申請システム「Jグランツ」で受付

## 業務デジタル化で助成

東京都と都中小企業振興公社は、「2024年問題」対策に取り組む中小企業者などを対象として、業務の効率化や生産性向上に向けたデジタル化を支援する。

都内で運輸業などを営む中小企業者・団体が対象で、支援事業の内容は次の通り。  
 「デジタルツール導入促進緊急支援事業」  
 △助成対象経費Ⅱ新たに導入するデジタルツール(ソフトウェアやクラウドサービス)に係る購入費など  
 △助成率Ⅱ上限額Ⅱ4分の3以内/100万円(下限額5万円)  
 △申請期間Ⅱ3月募集/4月5日まで(予算額に達し次第、受付終了/10月募集を実施予定)  
 ※国の電子申請システム「Jグランツ」で受付

## 巡回(募集中)、③アドバイザー派遣・助成金(アドバイザー)が現地訪問を行い、課題を明確にした上で支援方針を決定し、デジタル技術の導入計画から導入後のサポートまで一貫して支援

巡回(募集中)、③アドバイザー派遣・助成金(アドバイザー)が現地訪問を行い、課題を明確にした上で支援方針を決定し、デジタル技術の導入計画から導入後のサポートまで一貫して支援

※③はアドバイザー派遣を受けた中小企業者などを対象に、その提案書に基づきデジタル技術の導入・活用経費の一部を助成する。助成率は5分の4以内(限度額300万円)  
 ※申し込みは、デジタル技術活用推進緊急支援事業HPで受付  
 詳細は、都中小企業振興公社HPを参照。

## 電動車導入促進へ補助

令和5年度補正予算による「商用車の電動化促進事業」(環境省・国土交通省・経済産業省の連携事業)について、トラック関係の執行団体である環境優良車普及機構(LEVO)は3月8日から公募(補助申請の受付)を行っている。

公募期間は7年1月31日まで。  
 補助対象は、電気・プラグインハイブリッド・燃料電池各自動車に加え、これら車両と一体的に導入する充電設備(電動車を導入した事業者が新たに導入を計画している場合に限り)。対象事業者は、貨物自動車運送事業者など。

## 中小企業の価格交渉「ハンドブック」改訂

中小企業庁は、2月に「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」を改訂した。

このハンドブックは、エネルギー価格高騰や労務費上昇などの転嫁に向けて、取引先と価格交渉を行うために準備しておく必要があるツールや、交渉を行う上で押さえておくべきポイントなどを示し、必要に応じて説明。

また、「価格交渉実践編」では、「自社業種・業界の価格改定に関する情報収集」取引先(発注者)業界・業種の情報収集と価格交渉への検討「取引先発注者への交渉の申し入れ」価格交渉に向けた説明資料の準備「発注後に発生する価格交渉」という5つのステップの対応について解説している。

コスト増分の転嫁に苦闘している中小企業などに対し、適切な転嫁を実現する上で活用するよう促している。

なお、ハンドブックの内容は、中企庁ホームページの「価格交渉・転嫁の支援ツール」に掲載。

## 前年比3ポイント上昇

2月は126に前年比3ポイント上昇

全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会の求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、令和6年2月の指数は126で前月比1ポイント低下し、2月は126に前年比3ポイント上昇した。

だが、前年同月比3ポイント上昇した。昨年の12月以降、コロナ禍前の元年度の指数を上回って推移し、上昇傾向にある。荷物情報(求車)登録件数は13万5510件で、前年同月比11.0%増加し、求車需要も向上している。こうした中で、成約率は17.2%で同2.6ポイント低下した。

# 運輸 点描

「物流の2024年問題」に対応するため、政府は「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物効法)」と「貨物自動車運送事業法(貨自法)」の改正案を国会に提出した。一定規模以上の荷主に「物流統括管理者の選任」を義務付けるとともに、元請事業者に対しては、多重下請構造の是正を狙いに「実運送体制管理簿の作成」を義務化する。物流統括管理者は果たして機能するのか、実運送事業者に適正な運賃が行き渡るのか、期待と不安が交錯する。

## 物流革新新法が国会審議へ

改正法案は、あわせて「物流革新新法」とも呼ばれる。主な改正内容は、物効法改正により、①荷主・物流事業者に対して努力義務を課す、②一定規模以上の事業者(荷主・物流事業者)には中長期計画の作成と定期報告を義務付ける、③一定規模以上の荷主に物流統括管理者の選任を義務付ける、④元請事業者に実運送体制管理簿の作成を義務付ける、⑤運送契約の締結に際し、提供されるサービスとその対価を記載した書面によるGメン」の役割が増すこと

努力義務の内容については、国が判断基準を示した上で、取り組み状況を調査・公表すると明記しており、運輸局や適正化事業実施機関、「トラックGメン」の役割が増すこととなる。

②の一定規模以上の事業者とは、国内の全物流量の半分程度に法の網をかけるため、荷主は約3000社、物流事業者のうちトラック事業者は車両200台以上を保有する約400社、倉庫は約100社が対象になる予定。

荷主について、発荷主は省エネ法の特定荷主並みの数だが、ここでも着荷主が新たに加わり、発荷主は約1000社に対し、着荷主は約2000社が対象となる。このように、着荷主に着目していることが法改正の最大の特徴といえる。

④では元請事業者に対し、実運送事業者の名称を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付けることも、着荷主に法の網をかけるのと並んで今回の法改正の柱と位置付けられる。これにより、何次の下請まであるかを見える化することが狙い。

## 何次下請までかを見える化 元請は荷主に手数料を要求

新たな「標準的な運賃」では、例えば10万円で運送を受注したとすると、3次下請まで降ろす場合、元請は13万円(それぞれ10%の下請手数料がかかる)を真荷主に要求する必要がある。国土交通省では「元請にはそういった交渉を行ってもらう(鶴田浩久物流・自動車局長)と明言している。ただ、実際にそういつた交渉を元請ができると思えない。このため、元請は下請の数を減らすしかなくなり、その結果、多重下請構造は必然的に是正される。

同省も、何次下請まで制限するよりも、何次まで存在するかを見える化することが第一歩だとしている。

(ライター 澤田誠)

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当・青木)

高島平 03-6906-5960 (担当・磯田)

ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp

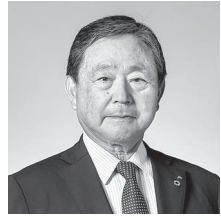
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp







# 物流の「2024年問題」の克服に向け理解・協力求める



浅井会長

東京都トラック協会では広報活動の一環として、浅井隆会長が3月13日放送のTOKYO FM・提供ラジオ番組「ONEMORNING」に生出演し、物流の「2024年問題」の影響と対応策などについてコメントし、その克服に必要な取り組みに対して理解と協力を呼びかけた。

## FMラジオ番組に出演

浅井会長は、上限規制適用に伴う輸送力低下の影響は全産業に及ぶと指摘し、このため、行政の協力により、荷主企業に對して長時間の荷待ち時間の削減などについて要請していると説明。あわせて、トラック運送業界では対応策として、ドライバーの増員を図っていく必要がある。また、物流の「2024年問題」の影響については、現状ではその確保が難しい状況にあると実情を訴えた。

その上で、必要なドライバーを採用・確保するには賃金を上げていく必要がある、その原資を確保するためには「運賃のアップをお願いしなればならない」と思っているとし、理解を求めた。

さらに、国土交通省が告示している「標準的な運賃」が約8%引き上げられることを説明。これを踏まえて、業界でも引き上げを図っていく必要があると指摘し、「運賃を上げるのができれば、賃金アップが可能になる」とした。

## 業界要望で都が支援措置 7年度に向け考え方承認



東協税制金融委員会

東協税制金融委員会(鈴木隆志委員長)は3月14日、東協総合会館で、令和5年度第2回委員会(WEB併用)を開催し、6年度「東京都への特別要望」の結果を踏まえ、今後の対

心を検討していきたい」と述べた。

議事では、5年度事業の進捗状況として、都議会各党への要望活動や小池百合子都知事による要望ヒアリング、自由民主党東京都支部連合会への要望について報告。「2024年問題」への対応として6項目を要望した。続いて、6年度「東京都への特別要望」とその結果について報告。都の6年度予算案によると、運輸事業の経営基盤確立対策については交付金が増額見込みであり、環境比較的、通りやすいタイピングにある。こうした状況も、燃料電池トラック実

## 東協 読売新聞に全面広告



東協として、重要な役割を担っていることをアピールする全面広告を掲載した。掲載広告は「日本を復興する仕事」をテーマに、トラックドライバーの役割と重要性をアピールし、現場の輸送活動を担うトラックドライバーにスポットを当て、その役割と重要性をアピール。このため、1回目はトラックの横に座って休憩しているドライバーの写真を、2回目ではドライバーを大きくアップした写真をデザインしたものを掲載した。

## ライフレインの役割 広く社会にアピール

ライフレインの役割を広く社会にアピールする。ライフレインは、災害発生時の復旧を早めるための重要な役割を担っている。ライフレインの役割を広く社会にアピールし、その重要性をアピール。このため、1回目はトラックの横に座って休憩しているドライバーの写真を、2回目ではドライバーを大きくアップした写真をデザインしたものを掲載した。

## 推薦融資や利子補給実施 会員の事業経営サポート



東協近代化基金運営委員会

東協近代化基金運営委員会(鈴木隆志委員長)は3月13日、東協総合会館で、令和5年度第1回委員会(WEB併用)を開催し、6年度の第44回地方近代化基金融資公募要綱(案)と利子補給金事業予算(案)などについて審議・承認した。

議事では、5年度近代化基金

## 5年度 経営者セミナー

東協は3月4日、東協総合会館で、令和5年度第2回「経営者セミナー」を開催し、「ビジネス」をテーマに、武田尚志氏(サルトン)の講演があった。武田氏は、従業員エンゲージメントについて、所属する組織や一緒に働く人々に対して愛着心を感じ、貢献意欲を持って仕事に熱中・没頭して取り組んでいる状態と説明した。

その上で、個人と組織が目指していることの共通する部分があることを指摘し、個人と組織が互いに高め合う関係であり、これまでの個人が組織に属する関係とは異なることを指摘した。

エンゲージメントが低い状況にあると、離職率が高くなる傾向にあることから、持続的に高い状態にする必要があるとした。

## エンゲージメントを高めるマネジメントへ

エンゲージメントを高めるマネジメントへ。その上で、個人と組織が目指していることの共通する部分があることを指摘し、個人と組織が互いに高め合う関係であり、これまでの個人が組織に属する関係とは異なることを指摘した。

## 9月15日開催に向けて 企画概要など検討へ

東協は9月15日、東協総合会館で第1回実行プロジェクト会議(支部担当者会議)を開催した。同プロジェクトリーダーの森本副会長は「フェスタは平成28年の秋に初めて開催し、コロナ禍による中止やオンライン開催を経て継続実施してきた。昨年は約1万3000人が来場したが、今年にはさらに多種多様なトラックの展示などを企画し、昨年を上回る来場者を目指したい」と述べた。

議事として、今年のフェスタ開催概要や支部出張要項、支部参加意向アンケート結果などを説明し、今後の対応について検討した。

同日はプロジェクト会議に先立ち、協賛企業・団体向けの募集説明会を実施。また、第2回WG会議を開催し、コンテンツ企画や、ランディングページ・SNSによる広報、ノベルティ制作などについて検討した。

## 東協 フェスタ実行 プロジェクト



フェスタ実行プロジェクト。東協は平成28年の秋に初めて開催し、コロナ禍による中止やオンライン開催を経て継続実施してきた。昨年は約1万3000人が来場したが、今年にはさらに多種多様なトラックの展示などを企画し、昨年を上回る来場者を目指したい」と述べた。





### 6年度事業計画案を承認 GEP、次のステップへ

検討小委員会における検討内容について報告した。冒頭、竹内委員長があいさつし、「GEP事業の新たな方向性を見出すため、小委員会を設置して次のステップに向けた検討を進めている。環境対策には、都民をはじめ国民の関心が強く、荷主に対しても強みになる取り組みと指摘し、次の展開に取り組む考えを強調した。

議事ではまず、来年度の環境保全に関する事業計画案について説明。具体的には、環境改善促進

また、同委員会に設置している、未来型GEP検討小委員会における検討状況を報告し、検討内容のポイントについて説明した。

同小委は、GEP事業の今後のあり方(方向性)などに関して検討を行い、さらなる事業推進を図ることを目的に設置した。

具体的には、データ構築方法やCO<sub>2</sub>排出量が可視化できるデータ活用方法、教育方法(eラーニングなど)のデジタル化を含めた事業の改善点(見直し)について検討しており、対応可能なものは実施に向けて準備を進めていく方針。

なお、議事終了後、森本勝也委員長代理が閉会のあいさつを行った。

#### トラック事故速報

日時 3月11日(月) 6時42分頃発生(晴天)

場所 日野市内(国道20号線)

当事者 ①自動二輪車(男性40代死亡)×②事業用大型貨物車(男性50代)

状況

概要 事業用大型貨物車が、国道20号線の信号機のある交差点を国立方面から立川方面に右折した際、対向車線から直進してきた自動二輪車と衝突した。

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境G ☎03-3359-3618  
※事故速報は東協ホームページでPDFデータも掲載しています

### 東ト協 環境委員会

東京都トラック協会環境委員会(竹内政司委員長)は3月18日、東ト総合会館で、令和5年度第3回委員会(Web併用)を開催し、6年度事業計画案などを審議・承認したほか、未来型グリーン・エコプロジェクト(GEP)の

の環境負荷低減が今後必要と見られる。2024年問題と持続可能な物流へのGX/EX/DX」と題して講演。菊田氏は、物流業界は巨大な壁に直面しているとし、その克服にはGX・EX(従業員体験)の取り組みを推進するとともに、事業変革を図るためにDX推進に取り組む。デジタル技術を活用した作業の自動化や効率化を進める必要があるとした。

講演後、吉追課長と菊田氏が都の政策について対談を行い、ZEV(ゼロエミッションビークル)の導入や再配達の見直し、共同配送をテーマに意見交換した。

### 持続可能な物流に向けGXやDXなど推進を



東京都環境局は3月7日、中央区野村コンファレンスプラザ日本橋5階大ホールで、「貨物輸送評価制度セミナー」を開催した。

開催に当たり、都環境局の戸井崎正巳環境改善部長があいさつし、環境負荷低減に向けて「EVTトラック」などの導入とともに、現在使用している車両でいかにCO<sub>2</sub>排出を削減していくかが重要。今後もエコドライブの取り組みを進めてほしい」と述べた。

また、同委員会に設置している、未来型GEP検討小委員会における検討状況を報告し、検討内容のポイントについて説明した。

同小委は、GEP事業の今後のあり方(方向性)などに関して検討を行い、さらなる事業推進を図ることを目的に設置した。

具体的には、データ構築方法やCO<sub>2</sub>排出量が可視化できるデータ活用方法、教育方法(eラーニングなど)のデジタル化を含めた事業の改善点(見直し)について検討しており、対応可能なものは実施に向けて準備を進めていく方針。

なお、議事終了後、森本勝也委員長代理が閉会のあいさつを行った。

### 東京都 貨物輸送評価制度セミナー

の環境負荷低減が今後必要と見られる。2024年問題と持続可能な物流へのGX/EX/DX」と題して講演。菊田氏は、物流業界は巨大な壁に直面しているとし、その克服にはGX・EX(従業員体験)の取り組みを推進するとともに、事業変革を図るためにDX推進に取り組む。デジタル技術を活用した作業の自動化や効率化を進める必要があるとした。

講演後、吉追課長と菊田氏が都の政策について対談を行い、ZEV(ゼロエミッションビークル)の導入や再配達の見直し、共同配送をテーマに意見交換した。

環境局の吉追武自動車環境

環境局長が、貨物輸送評価制度などの取り組みについて説明。同制度におけるエコドライブ推進への効果を強調し、各事業者のさらなる評価取得を呼びかけた。

続いて、東ト協業務部の前川宣将次長が、東ト協が推進するグリーン・

また、GEP事務局の後藤岳史氏が、貨物輸送評価制度の評価取得事業者の取り組みについて紹介した。

さらに、セミナーでは、物流ジャーナリストでL・Tech Lab代表の菊田一郎氏が、「物流で

また、同委員会に設置している、未来型GEP検討小委員会における検討状況を報告し、検討内容のポイントについて説明した。

同小委は、GEP事業の今後のあり方(方向性)などに関して検討を行い、さらなる事業推進を図ることを目的に設置した。

具体的には、データ構築方法やCO<sub>2</sub>排出量が可視化できるデータ活用方法、教育方法(eラーニングなど)のデジタル化を含めた事業の改善点(見直し)について検討しており、対応可能なものは実施に向けて準備を進めていく方針。

なお、議事終了後、森本勝也委員長代理が閉会のあいさつを行った。

#### 違反別 営業用トラック関与の交通事故

令和6年2月 年間累計

違反別	安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
大型	12	4	4	1	0	4	0	0	0	3	28
関与事故件数	10	3	5	1	0	4	0	0	0	16	39
(前年比)	+1	-6	-1	±0	±0	+2	±0	±0	±0	±0	-4
中型	5	4	4	1	0	3	0	0	1	9	27
関与事故件数	6	4	4	1	0	1	0	0	1	14	31
(前年比)	-4	-2	-1	-1	±0	-3	-1	±0	+1	-1	-12
発生	23	19	7	2	4	1	0	0	0	19	75
関与事故件数	23	16	12	2	3	1	2	0	0	38	97
(前年比)	+5	+4	+6	±0	+1	-2	±0	±0	±0	+8	+22
普通	68	20	24	8	4	6	9	0	0	34	173
関与事故件数	70	18	31	8	4	6	7	2	0	89	235
(前年比)	+8	-11	+1	+3	+3	-4	+1	+1	±0	+21	+23
軽	108	47	39	12	8	14	9	0	1	65	303
関与事故件数	109	41	52	12	7	12	9	2	1	157	402
(前年比)	+10	-15	+5	+2	+4	-7	±0	+1	+1	+28	+29
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準中型貨物車(1当)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
普通・軽貨物車(1当)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。  
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

#### たくさんの笑顔が走る 首都東京

令和6年2月 比29件増加し、死者数は4人で前年同期比1人の減少となった。

末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は4,633件。事故類型別では、右左折時の車両相互事故が53件で、前年同期比11件増加し、死者数は0人だった。違反別では、安全不確認による関与事故件数が109件で、前年同期比10件の増加となっている。

営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は402件で、前年同期

トラックドライバーのための危険予知トレーニング

収録交通場面

- ①有信号交差点での右折
- ②有信号交差点での左折
- ③住宅地の道路
- ④夜間の道路
- ⑤駐車車両がある道路
- ⑥施設へのバック入庫

関東交通共済協同組合

## 関交協 オリジナル 冊子

# トラックドライバーのための危険予知トレーニング

関交協では、運送事業者の皆様とともに交通事故削減を課題とし様々な事故防止支援を行っております。

当組合発生のお事故事例の類似交通場面を画像で例示し、分析&解説した冊子を作成いたしました。

国土交通省 事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げられた、取り組むべき課題「危険予知トレーニング用視聴覚教材による事故防止活動の推進」に則した指導・教育に本冊子をご活用ください。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで  
TEL : 03-5337-1754  
MAIL : ansui@kankokyo.or.jp

関東交通共済協同組合







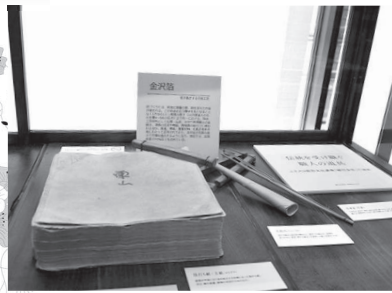
### 石川県のアンテナショップオープン

石川県のアンテナショップ「八重洲いしかわテラス」が3月9日、オープンした。東京駅・八重洲地下街のメイン・アーベニユークから、八重洲地下2番通り26番出口を上ると、その目の前にある。地下鉄・京橋駅、日本橋駅からも4、5分と近い。訪れたのは平日だったが、ショップ内は能登半島地震からの復興を支援する「応援消費」の思いもあってか、大勢の人たちが店内を見て回り、品定めをしていた。4、5人で対応しているレジ前には支払いを待つ列ができ、「最後尾はこです」という看板を店員が掲げていた。

店内には約1000点の商品があり、そのうち約1割が地震被害が大きかった能登地方のものという。復興が進むにつれて能登地方の商品点数も増えていくという。

石川県といえば、九谷焼や輪島塗が工芸品として知られているが、輪島塗のボールペンや、ネコ好きにはたまらないようなネコの絵が描かれた九谷焼の絵皿なども店内に飾られている。また、金沢は全国のお酒生産量の99%を占めることから、金箔をあしらった工芸品も当然、店内の一角を占めている。

### お役にも立てばと



金箔箱/金箔を1万分の1mm(10円硬貨を畳4、5枚分)に薄くし、仕上げるために使う箔打紙

### 能登半島地震からの復興に

#### 少しでもお役に立てばと

ど2本を購入。レジの横で金沢おでんが目に入り、金沢はおでんが名物だったかなと思いつきながらもつい手を出してしまった。揚げあられの「白えびピーバー」の袋に表示されていた、加賀生まれ北陸育ち北陸限定というコピーにひかれたのである。3月16日に、北陸新幹線が福井県の敦賀まで延伸されるからと、勝手な理由付けで富山県と福井県のアンテナショップを覗いてみた。

富山県のショップは、有楽町駅前の東京交通会館地下1階にある「いきいき富山館」。まず寿司と並んで押し寿司の食べ比べが目についてしまい、昼食はここで調達。押し寿司には紅ズワイガニ、甘エビ、白エビ、焼あなごなど、どれも手が出し



八重洲いしかわテラス

たくなるものばかりだが、懐具合も要相談だ。ついでに、春の香りに誘われて、よもぎおやきも購入し

た。福井のショップ「ふくい食の國291」は、富山館からすぐの中央区銀座1丁目。「銀座8丁神社めぐり」の1社である幸福荷神社の近くにある。恐竜で有名な県だから、恐竜が



ふくい食の國291

らみのお菓子も多くあったが、夜のデザートにと迷わず「水ようかん」を購入。冬に炬燵で水ようかんは福井の風物誌で、それをまねて風流な気分にあやかろうということ。そして、帰りには酒のアテに、「カニカマ」の購入を決めていた。

「カニカマ」は戦後食品三大発明の1つ(ほかの2つは即席めん、レトルトカレー)といわれ、いまや国際的な人気商品だ。その発祥は石川県七尾市といわれている。

「八重洲いしかわテラス」では、「北陸新幹線の県内全線開業をPRするブースのほか、能登の地酒や食品、輪島塗などの工芸品を展示・販売する復興応援ブースを設け、アンテナショップを拠点に、首都圏での県産品の応援消費を促進することも、地震からの復興状況についても随時発信していくとある。

アンテナショップが、地震など災害被害の支援にも役割を果たすようになつたのは、東日本大震災からとされる。被災地支援のため、



いきいき富山館

現地の特産品・商品などを購入・消費する。応援消費」が広がり出し、その購入先としてアンテナショップが利用拠点となった。

応援消費は、被災地支援だけでなく、好きな企業や商品の応援と幅広くなじみやすくなつてきたが、被災地支援ではその地域の復興に何か役に立つ支援をしたいという、社会性のある気持ちが入っている。

日本は大地震をはじめ、しばしば大災害に見舞われてきた。復興への動きが社会も動かしてきた。阪神・淡路大震災は「ボランティア元年」といわれ、携帯電話などの普及に伴い、全国から多くのボランティアが集まった。東日本大震災では携帯電話の不通に対応するため、メッセージアプリのライン(LINE)が誕生。寄付文化の普及や応援消費が拡大していった。北陸新幹線の敦賀延伸で、旅行支援策「北陸割」も始まり、現地の応援消費を支えることになるはずだ。



### 錦市場でグルメ散策

今回は、京都の錦市場を訪れました。細い通りに魚や野菜、惣菜、漬物などの店が並び、「京都の台所」として賑わっています。外国人観光客が多く訪れる観光スポットです。

京都は上品な料理店が多いですが、錦市場はカジュアルなものが多いです。東京でいうと、アメヤ横丁のような感じで、店の前で立ちながら食べるスタイルです(食べ歩きは禁止です)。まず、目についたのがたこ焼き屋。300円です。大きなたこ焼き6個が食べ



京都の台所は楽し

られます。店の前にはレンタルの着物を着た外国人女性が5、6人、たこ焼きをついでいました。次の串揚げ屋では直立不動で並んでいる海老の天ぷらに目を奪われました。ここではハモの天ぷら串を注文。関東ではあまり食べる機会がありませんが、何か記憶に残る味なので、思い出したように食べたくなります。近くにはかんざし屋があり、これは京都っぽいなと思えました。和服なんて、そんなに着ないから売れる

のかなと思っていたところ、店員さんが金髪の女性の髪をまとめてあつという間にシルバーのかんざしで留めると、「オー」と女性の歓声があがりました。屋台村に行くと、灘の酒を勧められたので、大きな生牡蠣をつまみにいただきました。どちらも身体にしみる味でした。

最後は市場の端にある錦天満宮をお参り。いくつものちようちんがこうこうと周りを照らしており、何だか違う世界に迷い込んだような感じがします。

鳥居をくぐると、脇にある手水舎には、花が生けられており、京都のセンスの良さにうなりました。拝殿では、学問の神様ということで、健康とあわせて、「年を取っても新しい知識を吸収できますように」とお願いしました。

神社仏閣を回ったら、錦市場で一息つくことをお勧めします。

### 2024 Paris Olympic開催

東京オリンピック開催から3年、「2024パリオリンピック」が7月26日〜8月11日まで、フランスのパリで開催されます(パリンピック/8月26日〜9月8日)。ロゴなどを見て思う



東京日仏学院

このは、かつて、JR中央線の飯田橋駅付近から四ッ谷駅間にあるかつての江戸城外濠そばに、フランス政府公式の語学学校・文化センター「東京日仏学院」があります。

1952(昭和27)年の創立当時のアンステイチュ・フランセから名称

命で派遣された、慶長遣欧使節の大使を務めた支倉常長が、最初にフランスを訪れた人物とされています。

今年のは、パリで派遣された、慶長遣欧使節の大使を務めた支倉常長が、最初にフランスを訪れた人物とされています。

を学ばせました。フランス語を学ぶと同時に、映画や講演会、展示会のイベントを通じて、フランス語圏の多様な文化に触れることができる施設です。教室に加えて、映画館や図書館(メディアアテーク)などがあり、一般の人々も利用できます。

今年のは、フランス気分を味わいつつ、オリンピックでの日本選手の活躍を期待したいところです。

東京日仏学院  
住所: 新宿区市谷船河原町15  
※月曜日休館・開館時間などはホームページで確認を

### 今春の集

今春の集 中回答日(3月13日)は、異例の事態となった。労働組合の賃上げ要求に、大企業からは「満額回答」が相次いだ。◆連合の1次集計によると、平均賃上げ率は5.28%。昨年の3%台を上回り、5%台に乗るのは33年ぶりのこと。なかには、要求額を大幅に上回る回答を出した企業も◆最近の物価高への対応と、優秀な人材確保のためというのがその理由だ。ただ、それほど景気が好転しているとは思えないだけに、いささか違和感もある。賃金が上がらない状況が続いていたが、実際はそんなに余裕があったのかと、うがった見方をしたくなる◆少なくとも、大企業の多くが大幅な賃上げを許容できる、その状況になりつつあるというところだろう。とすれば、労働者ばかりでなく、取引関係にある中小企業にとっても朗報といえるのではないか。なかなか実現しない取引対価の改善への期待を抱かせる◆コスト増分の転嫁要請に対し、「満額回答」とまではいかなくても、一定の理解を示すことが望まれる。それが、政府が掲げる「経済の好循環」につながるのではないか。